

第1回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年1月5日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和5年1月5日(木) 午後1時30分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年1月5日(木) 午後2時34分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者(なし)

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 報告第1号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 意見書について
- (2) 農業委員会だよりについて

午後 1 時30分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 委員の皆様、定刻となりましたので、令和5年第1回の農業委員会の総会を始めたいと思います。

改めまして、委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。令和4年度も、大変、農業委員会の活動においてはご協力くださいまして、ありがとうございます。令和5年も、農業委員会関係においては、基盤強化法の一部改正、また農地法の3条の下限面積の撤廃等、諸課題はあるようですが、国のほうで一方的に進めているようなので、基盤強化法の一部改正においては、人・農地プランの関係で地域計画の策定が市町村に義務づけられた関係上、その地域計画の地図の素案を農業委員会で作成しなければならないことになっております。また、農業委員さんたち、推進委員さんたちも含めて、再び無理難題をお願いしなければならないことになると予想されますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、3条の下限面積については、まだ国のほうのガイドラインあたりも発出が遅れているようなので、令和5年の4月1日施行になってはいるのですが、通常総会の際の下限面積の撤廃によって、農地を持たない人でも手軽に農地を取得できるような感じになるのではないかと考えておりますので、通常総会での3条の資格審査等が重要になってくるのではないかと考えておりますので、事務局と一緒に、情報収集等も行いまして、委員さん、皆さんと一緒に勉強していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第1回の農業委員会の総会は農政のほうから始めさせていただきたいと考えておりますので、このまま進めていきたいと思っております。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年はいろいろ農林水産大臣賞、あるいは市民表彰を受けました。これもひとえに皆様方のお力と思っております。事務局と共々、一緒に仕事してきた結果だと思っております。今年も相変わらぬご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。なお、皆様方の今年1年間のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

以上です。

それでは農政のほうから進めさせていただきます。

ただいまより農政推進に関わる協議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

それでは早速、本日の協議に入ります。意見書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 12月の総会時に、令和4年度の意見書案ということで、皆様方にご説明して、何か市のほうに要望等あれば、12月いっぱいぐらいまでに事務局のほうまでということで

言っていたのですけれども、ほとんど意見がなくて、森崎委員さんのほうから、3番目の市単独事業の農地保全事業についてということで、具体例を示してから書いたほうがいいんじゃないかという12月の総会時にありました関係上、その市単独事業の農地保全事業について、3行ぐらい継ぎ足した形で、今日3時以降の市長の挨拶を兼ねて、そこで意見書として提出をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、農地保全事業の具体例として挙げたのが、新青年農地保全事業というのが、今年の令和5年の9月末ぐらいまでに申込みをすると、事業実施が7年度にやっと事業開始になるような形を、今、市のほうが取っております。新規の農道を造るという新規申請の場合です。1年間待たんば農道が造れない。そうやったら何もならんとじゃないかなということで、今回、その意見書にいろんな方法を考えて、いろんなところから意見を聴取して、そこら辺を少し変えていくほうがいいのではないかとということで書かせてもらっておりますので、農業委員さんたちも地元に戻られて、そういう意見が多分多いのではないかと思いますので、そこは市の市長部局のほうに、農業委員会のほうでもお願いをしているからという形で言ってもらえればと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、私の方から1点。事務局からも説明がありましたけれども、今日の3時より、市長のところには年始の挨拶と意見書の提出をするようになっておりますので、議事がスムーズに進むようによろしくお願いいたします。

意見もないようですので、次の農業委員会だよりについて事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 今年度の農業委員会だよりを、今度の3月1日の自治会配付で配付をする予定で、今、原稿の準備をしているところですが、農業委員さんたちのほうから何か載せたいという記事等があれば、提案をしていただければと思います。今、お手元に過去の農業委員会代理の掲載一覧を参考にお配りしております。何か載せたほうがいいと思われる記事があれば、今月末の調査会までにご提案をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 農業委員会だよりとは、また関係ないわけですが、今、事務局から説明がありました事業について、例えば保全事業にしても、農機具の共同購入にしても、よく言

われたのが、各旧町によって温度差があるというわけです。瑞穂町は、のけものにされとると。なし
てうちらが申請したのに、よそばかり予算を持っていくかという苦情を言われたことがあるわけ
です。そこら辺の選別の仕方、採択の仕方というのは、どういう形の中での採択の仕方をやっているの
か。そこら辺をちょっと教えてもらえれば。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を。

○事務局長（増富 浩彦君） 人・農地保全事業の……。

○委員（14番 東 康敬君） じゃなくて、農機具の共同購入をするときとか。補助事業。

○事務局長（増富 浩彦君） そこは農林に聞いてみれば、全然うちの事務局としては、そこら辺には
タッチせんもんやけんですね。

○委員（14番 東 康敬君） 農業委員に言われる、あれは何しよったかと言われるわけです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それに関連して、私がこの前言ったでしょう。ポイント制で、ポイ
ントの高い町しかくれないということ、この前私が言った。それを東君は言っていると思います。

○委員（14番 東 康敬君） それを今、言うわけ。市町村によって温度差があるというのが、そこ
です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 大きく農業をしているところは、南串あたりはよかわけさ。小浜辺
りは逆に小さいもんも出すもんやけん、ポイントが低くなる。太か所だけ出しておればよかとけど。
1件当たりのポイントで平均ば出すもんやけん、かなわんごとなる。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 意見書の中には情報共有ということで、常に、毎月1回、総会を農業委
員会が開いているから、そこに農林部局から来て、いろんな事業の説明とか、情報の共有をするよ
うにということは書いてはおるとですけれども、口でも、農林部局のほうに、そういった事業の採択の
件でも尋ねたいことがあるので、参加してくれるということでお願いはしてみようかと思います。

○委員（14番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局あるいは皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了いた
します。

委員の皆様方、お疲れさまでした。

農地のほうに入りたいと思います。

ただいまから、令和5年第1回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、1番、松尾委員、2番、内田委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてから、日程第8、報告第1号非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第1号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号3番です。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

申請番号3番は、令和4年11月7日付で許可が下りていましたが、譲渡人の都合により所有権移転ができなくなったので、取り消してほしいとの願い出の案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第2号の朗読〕

議案書5ページ、申請番号47番から54番まで8件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

申請番号47番、49番と52番は、耕作利便のため譲り受ける案件、48番は後継者に贈与する案件、50番は亡くなった父が借りていたのを借り直す案件、51番は遠方で耕作できないため、譲り渡す案件です。

申請番号47番から52番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号47番から52番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係部は申請番号53番です。

53番は、相手方の要望により譲り渡す案件です。

申請番号53番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号53番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） 議席番号4番、西部調査会の池田です。

今回は私が都合により説明いたします。西部調査会分は54番です。

申請番号54番は、耕作できないため譲り渡す案件です。

申請番号54番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号54番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。
内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

2万円というのが、よかったら説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） この場所は宅地に囲まれ、ほとんど農地としての価値がありません。それと、譲渡し人が1人で、今、そこに居住していないわけです。それで、買われる方が、以前もこの土地を、誰も買わんとところを買って協力をしてきているわけです。そういう事情があって値段は幾らでもよかと、ただでもいいというような感じで、今回お願いをしてあるところです。

以上です。

○委員（2番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第2号、申請番号47番から54番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第3号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号1番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明及び報告をお願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

申請番号1番は、平成12年5月19日付で建売住宅での転用許可を受けていましたが、その後、転用者が会社を清算したため、転用行為ができなくなったとのことです。許可処分の取消願を提出されております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第3号、申請番号1番は、申請どおり許可を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請とおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第4号の朗読〕

議案書は11ページ、申請番号3番です。詳しくは、別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号3番については、農地法第5条、申請番号62番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第6、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第5号の朗読〕

議案書13ページ、申請番号58番から67番まで10件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、5条計画変更の申請番号3番と、5条の申請番号58番から62番です。

申請番号58番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、申請地が既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号59番も一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、神代駅からおおむね300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号60番は駐車場及び事務用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。しかし、特別な立地条件を必要とする流通業務施設に該当し、県道雲仙神代線の沿道の区域にあるため、例外

的に許可できる案件と思われます。

申請番号61番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、申請地が既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号62番は、平成5年6月25日付で一般個人住宅用地として転用許可を受けていました。当初、計画者の予定では普賢岳の災害により島原に住めなくなると思い、住宅を建てる予定でしたが、住めるようになり、建設する必要がなくなったため、建てておりませんでした。今回、別の方から許可後の計画変更承認と福祉施設職員の駐車場用地への転用申請が提出されました。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号58番から68番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号58番から62番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田ですけれども、別添の、11ページのバツ印があるのは何ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。地図を出したときに中心になるところじゃないかと思います。特に駄目だったという意味ではありません。

○委員（2番 内田 弘幸君） そうしたときに、この11番と12番の見取り図というか、えらい違うとあるけど、これはどういうふうに解釈すればよかですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。11ページのほうでは正方形の四角になっておりますけれども、本来の申請は12ページのほうのL型というか、細いところが申請地です。

○委員（9番 徳永 玉義君） ここは以前、分譲していなかったところなのですよ。だからここだけ取れておらんかった。12ページのほうだけが取れていなかったということだと思います。（発言する者あり）

○事務局（藤吉 文女君） 目印というか、そこを指すのにちょっと塗ってしまったみたいで。

○委員（9番 徳永 玉義君） だからここをバツしたんじゃないだろうか。この区画は分譲して販売をしよるところなのです。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号63番から64番となります。

63番は、農業用倉庫用地への転用申請です。申請地は令和4年9月13日に農振の軽微変更済みです。10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、農業用施設のため、例外的に許可できる案件と思われます。

64番は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、周りを宅地に囲まれており、第3種農地と判断しました。

申請番号63番から64番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号63番から64番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いいたします。

○委員（4番 池田 兼三君） それでは、西部調査会関係分は、申請番号65番から67番です。

申請番号65番は、家庭菜園用地として転用を計画されています。隣の宅地とともに購入され、転用者は長崎市から移住される予定です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続しており、例外的に許可できるものと思われます。

申請番号66番は、駐車場用地への転用です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号67番は、住宅用地の一部への追認申請です。平成10年3月に宅地の東側と西側を分筆・交換し、そのまま宅地として使っているところです。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあるため、第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続しており、非農地化の原因が人為的なものであり、20年以上引き続き非農地であるため、簡易手続相当の違反案件に該当しております。例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号65番から67番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号65番から67番についてご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。別添の59ページで土地購入費の50万、隣接宅地代、これは宅地代まで含めて50万円ということですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。宅地、住宅を含め50万円ということになっております。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ここは、段違いで、本当は、この家庭菜園は宅地内と認めてよかったけど、屋敷内に段がついて上にあつたのです。そして場所も暖かくはあるけど、上に建っておって。
（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局から何か。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。市の空き家バンクに登録されている家と一緒に付随してあつた農地で、それを購入後、市外から、第3者なのですけれども、移住してこられる予定です。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第5号、申請番号58番から67番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書16ページを御覧ください。

〔議案第6号の朗読〕

整理番号1番から13番までは、貸借に係る案件、整理番号14番から17番までは所有権移転に係る案件、整理番号18番から32番までは農地中間管理機構に貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第6号に対する質疑を行います。まず、貸借権設定に係る申請番号1番から13番について、

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号14番から17番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号18番から32番について、ご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。この賃借のところ、新と（再）と書いてあるじゃないですか。この意味はどういう意味なのですか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。機構としては新ですけど、相対からの機構に借換えという意味で（再）という。

○委員（14番 東 康敬君） 経営基盤からの借換えとか。

○事務局（藤吉 文女君） そうです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 端数の金額が書いてあって、端数まで払うとやろか。（発言する者あり）

○事務局（藤吉 文女君） 機構なので、この分だけ口座引き落としになると思います。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。中川委員。

○委員（8番 中川 實美君） 19番の森さんは、もう亡くなってます。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（藤吉 文女君） 調査会で質問されていた分ですね。19番、島原市の森さんは、機構への申請後に亡くなられていて、申請自体は有効なので、総会で計画が決定した後に、機構のほうに契約者変更届を提出すれば、そのまま使えるということでしたので、このままにしております。

○委員（8番 中川 實美君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第8、報告第1号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書35ページを御覧ください。

〔報告第1号の朗読〕

本案件は、所有者より申出があり、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。報告第1号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 1月 5日

議 長

署名委員

署名委員